
山古志村民俗資料館と収蔵民具

飯島 康夫

(新潟大学災害復興科学センターアーカイブズ分野)

はじめに

新潟県中越地震発生からすでに2年余が経過した。被災地の復興も多方面にわたり急速に進められているが、平成18年(2006)12月31日現在でなお542世帯1,622名の人たちが応急仮設住宅での生活を余儀なくされている。本稿で取り上げる山古志の民俗資料館が設置されていた長岡市旧山古志村地域だけに限っても197世帯591名の人たちが仮設住宅で暮らしている。少しでも早く新しい生活が再建されて、地域社会が再生されることを願うものである。

被災地域の人々の生活を破壊した地震は、地域が生み出し育んできた文化にも大きな被害をもたらし、多くの文化遺産が深い傷を負った。そして、本来、民俗資料や歴史資料を安全に保存管理するための収蔵施設でもある博物館・資料館そのものにも損傷を与えた。そこに収蔵されているのは、地域の歴史的記憶の媒体として高い価値を持ち、地域社会の生活文化やその変遷を語るのになくはならないものとして収集された資料である。それらは、地震後の地域社会復興の過程においても、地域と人々の紐帯として活用しうる価値を持つと考えられる。

本稿では、旧山古志村の資料館として数多くの民俗資料を収蔵し、展示してきた山古志村民俗資料館(長岡市合併後は山古志民俗資料館)が設立されてから、中越地震被災を経て解体されるまでの経緯と、そこに収蔵されていた資料の現状を報告する。それによって、資料館と収蔵民具の存在意義について再認識するきっかけになればと考える。

1 民具収集の始まり

山古志村民俗資料館が設立されてからすでに30年ほどの年月が経っている。設立当初のことについてはすでにわからなくなっている部分もあるが、いくつかの記録と聞き書き資料からその経緯をたどってみたい。

山古志村民俗資料館の3,500点とも5,000点ともいわれる民俗資料の多くが収集され始めたのは、昭和40年代に遡る。収集活動は山古志村教育委員会の社会教育係が主体となって行った。その中心となったのは、坂牧吉太郎氏である。坂牧氏は昭和8年(1933)種^{たねすはら}亭原村(現在の長岡市山古志種亭原)に生まれ、地元の種亭原中学校を卒業したが、そのときの中学校の校長が山屋茂^{やまやもさく}作氏(1894~1975)であった。山屋氏は山古志地域に隣接する北魚沼郡広瀬村滝之又(のち広神村、現在魚沼市)の出身で、昭和20年(1945)に種亭原国民学校長に任ぜられ、昭和22年(1947)に新制種亭

原中学校の校長となった。さらに昭和23年(1948)には上組農業高等学校定時制種芋原分校主任も委嘱されたが、昭和24年(1949)に依願退職して郷里滝之又に戻り、文化財保護委員などを務めた〔山屋 1977〕。坂牧氏は種芋原中学校および上組農業高校種芋原分校において山屋氏に郷土の歴史などを学び、山屋氏が滝之又へ戻ってからも、歴史や文化財についてさまざまな教えを受けたという。その後、昭和30年(1955)に種芋原役場に勤めた坂牧氏は、昭和31年(1956)に種芋原が太田、竹沢、東竹沢と合併して山古志村が成立すると、そのまま山古志村役場の職員となった。昭和44年(1969)に教育委員会の社会教育係に異動し、産業課に移るまでの14年間、社会教育に携わった。当時、社会教育係は坂牧氏1名であったが、山古志村総合レクリエーション大会や老人講座などの社会教育活動に取り組む一方で、文化財保護にも力を入れた。恩師の山屋茂作氏から茅葺き屋根の家が次々建て替えられゆく時代なので、民俗資料を集めておくといふ話を聞き、また、民俗学者の宮本常一氏が昭和45年来村し、地域文化の重要性を説くなど、地域の文化財を大事にしてゆこうという雰囲気の中で、民具の収集を始めたという^{*1}。

本格的な民具収集活動は、昭和47年(1972)から行われ^{*2}、回覧板や村役場発行の広報誌によって村民に民具の寄贈が呼びかけられた。昭和47年6月発行の『広報やまこし』第48号に掲載された民具収集を呼びかけた記事の全文を掲げておく。

「消えゆく民具を残そう 収集にご協力ください」

いま村では住民生活の向上や文化の変遷を知るうえに必要な資料として、昔の人たちが生活の知恵で作りあげた民具類などを収集していますのでご協力ください。

経済が急テンポで進み、物質的に豊かな社会になり、生活様式が変化するにつれ、親から子、子から孫へと受け継がれてきた古い生活用具は焼かれたり、投機の目的で都会に流出したりで、年々姿を消しています。

このようなことから、昔の人たちが生活や生産の手段としてみずから考え、作り、用いた土や汗のにおいがする用具類を後世に伝えることは私たちの義務でもあり、機械文明の中で人間性回復が問われている時代にこそ必要なのではないのでしょうか……。

このため、散逸している貴重な民具類を早く収集するとともに、池谷小学校第二校舎の一部を展示室に改造して、長く保存、展示する計画をしたものです。

しかし、これらの資料は衣食住、信仰、風俗など広範囲にわたるため、おおぜいのみなさんからご協力をいただかないと、とうてい目的を果たすことができません。おりを見て土蔵や物置の中を見まわしたり、大掃除や家屋の取りこわしのときなどに、古い用具類を発見したときは、焼いたりこわしたりしないで、ぜひご提供くださるようお願いいたします。

収集する民具の種類は無数にありますが、ほんの一例を次のとおり掲げてみましたので参考にしてください。

いっぽう、郷土史の研究に欠くことのできない古文書や、家宝的な刀剣類など提供いただけない重要なものをお持ちのかたは、その価値によっては村の文化財に指定するよう検討していますので、さしつかえない限り内容をお知らせください。

(民俗資料の収集は教育委員会を担当しています)

民具類の一例

①衣食住に関するもの

火棚、箱枕、行李、行燈、ランプ、六角、木鉢、箱膳、面桶、煙草入、脚半、腹掛、法被、蓑帽子、すっぺ、爪掛、脛巾、筭、かんざし、御歯黒用具、つぐら……。

②生業に関するもの

馬鍬、千肥、唐箕、職人の工具類、紵績用具、鞍……。

③通信運搬に関するもの

陣貝、矢立、ながて、天秤棒、畚……。

④がん具、遊戯に関するもの

独楽、鞠、凧……。

⑤信仰、行事に関するもの

偶像、わら馬、祭供具、幣束、楽器、仮面、祈願品……。

文面から明らかなように、すでにこの時点で旧山古志村大字^{なんべい}南平977番地にあった池谷小学校第二校舎が收藏および展示施設として考えられていた。池谷小学校第二校舎は、小学校1年生から3年生までの児童が学んだ校舎であるが、昭和47年(1972)に第二校舎については廃校となっている。

教育委員会からの呼びかけに対して村内から多くの寄贈申込があった。役場だけではなく、坂牧氏の自宅に「おらんとこへ〇〇があるんだんが、要ればとりきてくれ」という電話がかかってきたという。話があると坂牧氏はお礼のタオルを持って、所蔵者の家まで自動車で行き、資料を車に積んで池谷小学校第二校舎に運んだ。資料はある程度分類して、教室だった部屋に分納した。資料を受け取る際には、資料についての情報を聞き取り、資料名、寄贈者名等を記した付票(白色)を資料本体に付け、別に受入台帳を作って情報を記入したという。

受入れ後、資料の汚れや埃を落とすクリーニングが行われたが、中には屋根裏(ウスラ)にあったために薪を燃やした煤がこびりついて真っ黒になっていたものもあり、一度や二度拭いただけで落ちなかった。そこで、蚕籠などの比較的丈夫な資料は、春になって雪が降り上がると、資料館前の広場に積もった雪の中に1、2か月置いておき、煤が溶けてきたところで縄などでこすって落としたという。冬の期間は、カンジキの切れた紐を掛け替えるなど、資料の補修も行った。

資料収集は旧山古志村内には留まらず、歴史上あるいは生活圏として関係の深かった長岡市の蓬平や濁沢、また木沢、峠(いずれも北魚沼郡川口町)から小千谷方面に及んだ。蓬平、濁沢は種芋原と生活圏が近いことから顔見知りも多く、坂牧氏一人で回ったが、小千谷方面は監物軍治氏に案内をしてもらって収集が行われた。

2 民具の整理と資料館の開館

池谷小学校第二校舎に収集された民具を学問的に分類・整理するのに協力したのは、宮本常一氏の指導を受けた須藤護氏をはじめとする日本観光文化研究所の人々であった。『観文研—二十三年のあゆみ』には、「生活の記録³と並行して早くから取り組んでいたのは民具の調査と収集であった。村の有志が中心となって約三五〇〇点の民具を集め、調査、展示は香月節子、町井夕美子、香月洋一郎、鈴木清、須藤護などが参加し、昭和五〇年に当時廃校になっていた小学校を利用して村立の民俗資料館が開館した。同じ年に、一時まったく途絶していたこの地方の伝統行事である『牛の角

突き』が村内外の人々の努力によって復活する」〔日本観光文化研究所 1989：244～245〕と記されている。民具収集は昭和47年（1972）には教育委員会の管轄で行われていたので、「村の有志が中心となって」という表現は正確ではないが、民具の調査や整理、展示は日本観光文化研究所に關係する人々によって進められた。特に須藤護氏は資料の分類整理はもちろん、展示の際の資料の情報を記すための付票の項目^{*4}についての指導や、壁面に展示するために資料を取り付ける展示壁の製作を行うなど、資料館の活動に大きな役割を果たした。付票への情報の記入は、社会教育係の職員で行った。当時県から来ていた派遣社会教育主事の福原博夫氏に坂牧氏が資料名や用途などを伝え、福原氏が付票に書き込んだという。

昭和50年（1975）5月には、後に国の重要無形民俗文化財に指定される牛の角突きを行う闘牛場が、資料館裏の南平地内に開設された。牛の角突きは、同年6月発行の『広報やまこし』第84号の闘牛開催予定日によれば、5月は4日と18日、6月は1日と15日、7月は6日と20日、8月は3日と15日、9月は1日と14日、25日、10月は5日と19日の合計13日行われた。初回は約2,000人の観衆が集まったという。牛の角突きはいずれも午後2時から行われたので、坂牧氏はこの日に合わせて午前中に民俗資料館を開けて、来た人たちに無料で展示を見せて説明したという。村の人が民具を寄贈してくれたので、それを紹介する意味もあった。午後になると坂牧氏は牛の角突きに行き、報道機関などの対応にあたったので、資料館は閉めたという。

しかし、資料館開館の記事は、翌年昭和51年（1976）8月発行の『広報やまこし』第98号に初めて掲載されている^{*5}。「民俗資料館開館」というタイトルで「『消えゆく民具を残そう』ということではじめた民具がみなさんのご協力により、約一、六〇〇点収集できました。厚くお礼申し上げます。早速ご覧いただきたいところでありましたが人手不足等で常時開館が不可能の状態にあります。勝手ながら左記に開館いたしますので多数のご来館をお待ちいたしております。開館日時八月十五日午前九時～十四時 なお、今後も引続き（五、〇〇〇点目標）ご協力をおねがいします。（教育委員会）」という案内が掲載されている。この時点で約1,600点の資料が収集されていたことがわかる。

昭和52年（1977）の『広報やまこし』第113号には、以前より小さいスペースだが、「民具の収集を行ないます。次の日程で係員が伺いますので、不用になった道具類がありましたら提供ください。11月14日（月）種芋原地区 11月15日（火）虫亀地区 なお、他の地区は来春を予定していますが、ご一報いただければお伺いします。連絡先（教育委員会）」と、民具寄贈を呼びかける記事が民具を整理している写真とともに掲載された。

さらに昭和53年（1978）3月の定例村議会において山古志村民俗資料館条例【資料1】が制定された。それを受けて山古志村民俗資料館規制【資料2】が定められ、条例規則が整備された。規則によると、資料館の開館日は休日・祭日を除く4月1日から11月30日までで、開館時間は午前9時から午後4時となっている。ただし、職員が常駐していたわけではなく、坂牧氏によれば資料館の隣りにある齋藤繁作氏に管理料を支払って委託し、観覧者が来て資料館入り口の呼び鈴を鳴らすと、齋藤氏が鍵を開けるというやり方であったという。観覧料も齋藤氏が徴収した。

その後も民具の収集、整理、展示替えが行われ、『観文研一二十三年のあゆみ』には「須藤（護氏：引用者注）は民俗資料館の充実と、国の重要無形民俗文化財に指定された『牛の角突きの習俗』の記録保存に力をそそぐようになった。五二年・五三年に香月・市ノ瀬とともに開拓用具・農具・畜産用具・運搬具を中心に民具調査を行い、翌五四年には写真の須藤功とともに資料館の展示替えをし、案内パンフレットを制作した。」〔日本観光文化研究所 1989：246〕とある。この須藤護氏らが

協力した展示替えによって資料館の展示構成は概ね固まったようで、その際に制作された案内パンフレットが以後長く使用されることになる。この案内パンフレットの1頁目の「民俗資料館のご案内」には「新潟県古志郡山古志村は、新潟県のほぼ中央に位置する一郡一村の村で、越後山地の前山にあたる東山山地のなかにあります。このあたりは古くから二十村郷とよばれ、稲作、畑作、錦鯉や牛の飼育などで暮しをたててきました。山古志村では昭和46年ごろから村の文化事業の一環として、人々の生活を支えてきた古民具の収集、整理、展示に力を入れ、現在3500点ほどの民具が収蔵展示されるまでになりました。この度この民俗資料館を広く一般に公開し、見学者の皆様方に民具を通して村の生活文化を見ていただき、様々なご意見をお聞かせ下さいますようご案内申し上げます」とある。収蔵資料の点数は、3,500点となっている。展示室は1階、2階とも3室に分かれており、1階の第1室は「農具+脱穀調整用具」、第2室は「諸職 畜産用具」、第3室は「運搬用具 編み物」、2階は全体として「生活用具 衣類」という展示構成であった。

昭和54年(1979)7月の『広報やまこし』第133号には、宮本常一氏の昭和53年(1978)の講演記録「活気ある村をつくるために—宮本先生の講演から 第6話 模型づくりや文化財保存を通して山古志を知る」が掲載され、民俗資料館で資料を観ている宮本常一氏の写真に「民俗資料館—約四、〇〇〇点の民具などが収められている。二〇、〇〇〇点をめざして、現在、収集・整備が進められている。」という説明が付けられている。昭和51年(1976)よりも目標数が4倍になるとともに、実際の収蔵資料点数も2倍以上になっている。資料収集・整理等の活動が順調に進められていることが窺える。

また昭和52年(1977)暮れに結成された地元の青年たちのサークルである「ほおきんとう^{*6}」の会が、昭和54年から、宮本常一氏の提言を受ける形で、須藤護氏の指導のもと山古志村の地形模型作りを民俗資料館の2階で行うようになり、資料館の作業も手伝ったようである。

しかし、昭和55年(1980)に村長が佐藤久氏から酒井省吾氏に代わると、それを境として宮本常一氏をはじめ、須藤護氏など日本観光文化研究所の人々の山古志村への積極的な関与はなくなってゆく^{*7}。宮本常一氏も昭和56年(1981)1月に亡くなってしまう。

その後、昭和57年(1982)5月の『広報やまこし』第167号に「民俗資料館オープン」の記事が掲載される。この時期に掲載された経緯はわからないが、「モノ言わぬ民具だけど…」というコピーがあり、展示風景の写真と展示室のイラストとともに以下のような文章が記されている。

五月一日から十一月末まで、池谷にある民俗資料館を開館します。ここには十年ほど前からみなさんからご協力をいただいて集めた農具等千五百点、生活用具二千点、その他千五百点の合計五千点を並べています。開館は、池谷の斎藤明さん(屋号・米大工)に委託し、入館する方が資料館入口のブザーを押すとカギを開けることになっています。開館時間は、通常、午前八時三十分から午後六時までです。

※入場料()は15人以上の団体 小中学生一〇〇円(五〇円) 一般二〇〇円(一〇〇円)
(団体の申込は教育委員会へ)

『このスキはみんな新しいものなんです。おそらく大正時代。それまでは足腰を曲げてクワで田畑を耕しておった。だから、このあたりの田んぼが小さいんです。錦鯉にしても、みんな小さな池で飼っている。大きな池で飼っていたとしたら、錦鯉を飼うこと自体が、もっと企業的になっているはずですよ。また、経営規模が小さかったから、大きな気持ちを持った人が育たない—実はみんな田んぼが小さかったから、つまりスキを使わなかったからということにつながる

思うんです。それほど重大な意味を民具は持っておるんです』と、日本観光文化研究所前所長故宮本常一先生は話されました。(宮本先生の講演から⑥、広報五十四年七月号) 山古志に、長い間受け継がれ、先人の血や汗がにじんだ民具ですが、きっと私たちに何かを語ってくれるでしょう。それは、私たちが、自分たちの住んでいる土地を見直し、これからの村づくりにつながるものと思います。

資料館の管理を受託した斎藤明氏は前述の斎藤繁作氏の息子にあたり、資料館の展示台を作ったのも大工である明氏である。

その後、観覧料は小中学生二〇〇円、一般三〇〇円(団体料金はそれぞれの半額)になった。また、時期は定かでないが、資料館の鍵の開閉も委託をやめ、山古志村教育委員会が直接保管して見学希望者があったときに教育委員会の職員が開けるというやり方に変わった。

こうして、生活の場での当初の役割を終えた民具は、多くの人々の思いと手によって、山古志村民俗資料館という新たな居場所を得て、地域の歴史や文化を語る資料として新たな価値を見出されたのであった。しかし、平成16年(2004)10月23日に起こった中越地震は、その居場所を奪ってしまったのである。

3 震災と資料の救済

山古志村民俗資料館の中越地震による被災状況と資料の救済については、すでに複数の関係者による報告がなされている^{*8}。詳細はそれらにゆずり、ここでは概略をごく簡単に記すことにする。

被災後、山古志村教育委員会から新潟県立歴史博物館へ救済の依頼があり、平成16年(2004)12月15日に村の職員の案内で新潟県立歴史博物館の学芸員および新潟歴史資料救済ネットワーク(以下、救済ネットワーク)の構成員が現地の下見を行った。その結果、建物倒壊の危険もあったことから、資料救済は当初積雪期前の12月23日に予定され、救済ネットワークを通じて救済作業のボランティアの手配も整えられた。しかし、前日の大雪のため延期を余儀なくされた。翌平成17年(2005)3月に再び資料館の状況の確認が行われた。一階は雪に埋もれた状態であったが、山古志村の人々による雪囲いの設置やユキホリ(屋根の雪下ろし)が行われ、建物の倒壊は免れた。

資料の救済ができないまま、平成17年4月1日をもって山古志村は編入合併により長岡市となった。それに伴い、山古志村民俗資料館は平成17年の長岡市議会3月定例会で議決された長岡市地域資料館条例【資料3】によって、長岡市地域資料館のひとつとして山古志民俗資料館と名称が変わり、長岡市立科学博物館の管轄下に置かれることになった。

救済作業は雪解けを待って平成17年5月21日、22日の土曜・日曜の2日間に実施された。資料の搬出作業の参加者は、ボランティアを含め21日が65名、22日には42名であった。筆者もそのなかの一人として参加した。

資料館は建物自体の歪みも激しく、戸の開かない部屋もあった。また、地震の揺れで廊下部分にあった資料や展示室の平台に置いてあった資料が通路に散乱していたため、資料の搬出に先立って、まず搬出路の確保が行われた。土壁の剥落した場所にあった資料は壁土にまみれており、雪囲いを押し破って内部まで侵入した雪によって木や藁などの有機質の部分が腐敗した資料や、カビが発生した資料も見られた。石垣氏も指摘しているが[石垣 2006:126]、展示壁に針金で固定されていた資料は比較的震災の被害は少なく、平台や床に置かれただけの資料の破損が目立った。

資料搬出にあたっては、全員を3班に分け、1つの班に2名の民俗学の研究者が付き、展示室からの搬出の指示と、外の広場での資料の梱包および展示室ごとに色分けされたラベルの取付の指示を行い、各班10余名のボランティアが作業にあたった。県内の博物館および大学から民俗学研究者が多数参加したことによって可能になった編成であり、基本的に両日ともこのやり方で作業が進められた。

1日目には、1階部分の資料の搬出および当面の受入施設でもある新潟県文化財収蔵館（新潟市曾和）への搬入が行われた。また、資料館に収蔵されていた旧山古志村役場文書（旧東竹沢村役場文書等）は浦瀬町倉庫2階に搬入された^{*9}。2日目には2階部分の民俗資料の搬出が行われ、資料は柏崎市の旧鶴川小学校の校舎に搬入された。収まりきらなかった資料は、後日、旧虫亀小学校（旧山古志村虫亀）に運ばれた。また、歴史資料は前日と同様浦瀬町倉庫に搬入された。

こうして、山古志民俗資料館のほとんどの民俗資料が救済され、地元の旧山古志地区を含め県内3か所に避難・収納されたのである。

4 収蔵資料の整理と課題

地震後に倒壊の恐れのある建物から大量の資料を避難させられたという点では、この救済は成功であったといえよう。しかし、問題はそこで終わりではない。池田哲夫氏が指摘しているとおり〔池田 2006〕、資料のクリーニングと殺虫殺菌、および、どんな資料が何点どこに避難させられたのかを示す資料目録の作成とそれに伴う資料に関する情報の再確認が当面の課題であろう。

多くの民俗資料の場合、使用者や使用方法、製作年代や使用年代、資料の地域における名称でさえも、墨書でもない限りは資料それ自体からは明らかにしえない。文書資料との大きな違いである。そのため、収集時に聞き出した資料に関する情報が重要となる。山古志村民俗資料館では、旧所有者や使用地域、用途を記した紙の付票が付けられていたが、地震および救済のための運搬の際に付票がはずれてしまった資料も多数ある。また、資料の受入台帳が存在し、さらには案内パンフレットに描かれているように資料の実測図やスケッチもあったと思われるが、地震後、その所在は不明となってしまっている。つまり、資料についての二次資料が失われてしまったのである。これらの情報は今のうちに調査し再確認しておかないと、用途はおろか資料名すらわからなくなってしまう。まして、部品がばらばらのまま収納された資料はなおさらである。

搬出資料が結果的に3か所に分散してしまったことは、管理の面では必ずしも望ましいことではないが、そのうちの1か所である新潟県文化財収蔵館が、新潟大学の近くであったことは幸いした面もある。ここに収蔵された資料については、新潟大学の博物館夏期野外調査実習の授業の一環として、参加学生の協力を得て資料のクリーニングと資料カード作りを行うことができたからである。長岡市や柏崎市の搬入施設では、新潟大学の学生による作業は困難である。

実習による作業は、平成17年度、18年度の2年度にわたって実施されている。

平成17年（2005）の作業については、すでに池田哲夫氏の報告がなされている〔池田 2006〕。平成18年は、8月29日から31日までの3日間行われた。資料を収蔵庫から搬出し、ブルーシートの上でクリーニングを行い、資料カードにスケッチを描き、観察記録を記入し、付票のある資料はそれをカードの欄に転記してから、整理番号札をつけてデジタルカメラで写真を撮るといったやり方は、基本的には前年度と同じである。前年度と大きく異なるのは、長岡市立科学博物館の山崎進学芸員および長岡市教育委員会山古志分室の職員（高橋淳治分室長、関静子係長、長島大輔主事が交

代で1名ずつ)が毎日立会い、また、旧山古志地区の民具に詳しい方に1日3名ずつ来ていただいたことである。前述の坂牧吉太郎氏(全日)をはじめ、虫亀の酒井一郎氏(全日)、池谷の青木幸七氏(29日と31日)、楢木の畔上多作氏(30日)の4名である。情報の再確認という点で、前年度に比べると資料カードの充実がはかれた。ただ、ひとつひとつの資料について民俗に関する知識の少ない学生が質問して、その説明を資料カードに記入するという作業だったため、どうしても時間が掛かってしまった。しかし、参加した学生にとっては貴重な経験であったと思われる。

平成18年度に作成された資料カードの枚数は、前年度が329点であったのに比べると140点と少なかった。話を聞くという作業が加わったことだけでなく、参加学生の人数も13名で前年度の27名より少なかったこと、付票のはずれた資料や大型の資料が前年度より多くなったことなどが要因であり、止むを得ない。しかし、まだ新潟県文化財収蔵館だけでも相当数の資料が未整理であることを考えるとやや焦りも生ずる。他の施設に収蔵されている資料は、誰がどう整理するのだろうか。もともと資料館に職員がいれば本来業務として専従でできるが、山古志民俗資料館はそうではない。民俗学・民具学の知識をもった指導者の下で、長期的継続的な作業ができる体制を整えることが課題となろう。

資料の保存管理の問題もある。現在、民俗資料は3か所に分かれて収納されているが、いずれ旧虫亀小学校1か所に収蔵して管理する意向と聞く。所有者である長岡市の管轄する建物に移すこと自体は、望ましいし当然ともいえる措置である。仮収納された場所は、一時的な避難所としては仕方ないとはいえ、長期的収蔵には管理の面から必ずしも適しているとはいえないからである。しかし、1か所に収蔵するにしろ、クリーニングと防虫防菌の継続的な対策が必要となる。地震によって壁土やほこりなどが多量に付着している資料があり、また、虫害を受けている資料、さらにカビの発生している資料も見られる。すでにそれぞれの収蔵場所で、殺虫剤のブンガノンの散布が行われており、新潟県文化財収蔵館においては前述の学生による整理作業終了時に防虫のためにブンガノンプレートを置くといった措置がなされた。しかし、これとても効果がいつまでも持続するわけではない。まして、密閉度の低い学校の校舎へ収蔵する場合、継続的な防虫・防菌の対策をとると同時に温湿度・光・埃など資料の損壊要因に対する対策も必要であろう。

おわりに—資料館の解体と資料の行方—

平成17年(2005)5月にほとんどの資料が運び出された後、資料館の建物はもう一冬越すことになった。そのため長岡市教育委員会山古志分室では雪囲いの設置など積雪に対する準備を行った。翌平成18年(2006)に資料館が解体されることが決まり、8月30日から9月29日という工期で取り壊し工事が行われた。9月11日に筆者が訪れたときは、すでに建物は跡形もなく、わずかに「山古志村民俗資料館」という敷地入口に立てられた看板だけが、かつてここに資料館があったことを示していた。その日の4日くらい前に取り壊されたというから、9月7日頃であろう。資料館の建物が解体されたことにより、救済された民俗資料は帰るべき場所を失ってしまった。条例も改正された。平成18年の長岡市議会9月定例会において、長岡市山古志民俗資料館の閉館に伴い所要の改正を行うとの理由で、「長岡市地域資料館条例の一部改正について」という議案が提出され、9月26日に原案のとおり可決されて条例から長岡市山古志民俗資料館に関する箇所がすべて削除された。

被災した人々の基本的な生活がまず再建されなければならないことはいうまでもないが、復興計画が順調に進んで生活が安定を取り戻した後、地域の過去と現在、そして未来をつなぐものとして

資料館に収蔵されていた民具の果たす役割は大きいと考えられる。平成16年(2004)12月4日付の長岡新聞に当時の長島忠美山古志村長の言葉として「今後は物とともに精神的なよりどころが大切になる。民俗資料館の収蔵品は村の長い伝統や生活習慣を物語り、村民のアイデンティティーといえるもの。村にとっても村民にとっても何物にも替えられない宝物」とあるように、新しい地域社会を作るうえで、これらの民俗資料は、自らの地域の来し方と行く末を考えるよすがとなりえるのではないだろうか。民具には、それに関わってきたさまざまな人々の「思い」が蓄積されているからである。先述したように解決すべき課題も多いが、再び民具たちがその「思い」を語りえる新しい居場所が整備されることを願ってやまない。

*1 坂牧氏によると、民具を集め始めたのは昭和44～45年頃からだったという。また、当時坂牧氏は直接宮本常一氏と会って話をしたことはなかったとのことである。

*2 昭和54年に制作されたと考えられる山古志村民俗資料館のパフレットには「山古志村では昭和46年ごろから村の文化事業の一環として、人々の生活を支えてきた古民具の収集、整理、展示に力を入れ…」とある。

*3 当時の佐藤久山古志村村長に共鳴して宮本常一が講演に赴いたのが昭和45年9月で、宮本は「美しい村づくり」を構想したといい、そのための村の生活記録のために同年11月に須藤功氏が、翌昭和46年3月に須藤護氏が山古志を訪れた。「生活の記録」とはこのことを指す。さらに、山古志村観光公社の依頼により昭和48年・49年に宮本常一・星川進・小野塚功一・田村善治郎の各氏によって山古志村の観光資源の診断が行われ、その結果は昭和49年に『山古志村観光資源基礎調査報告書』としてまとめられ、また翌昭和50年には『観光開発への提言一・二』が刊行された。昭和53年には、須藤護氏や和田典久氏、青柳正一氏らの作業によって『やまこし—活気ある村をつくる』がまとめられ、同年6月に村内各戸に配布された。[日本観光文化研究所 1989:244～248]

*4 現在も資料に付いている橙色のラベルで、記載項目は「収蔵番号」「分類」「品名」「記事」(使用年代)「説明」「採集年月日」「採集場所」「旧所有者」「製作者」「寄贈・購入・その他」の別「調査者」である。

*5 そのことと関係するかどうかはわからないが、山古志村史には、「この年(昭和50年:引用者注)早速村民俗資料館が開館になり、翌年から一般公開された」とある。[山古志村史編集委員会 1985:687]

*6 地元で「ふきのとう」のことを「ほおきんとう」と呼ぶ。

*7 『観文研—二十三年のあゆみ』に「以後佐藤村長の引退によって、積極的に山古志とかかわることはなくなった」とある。[日本観光文化研究所 1989:247]

*8 [田邊 2005][新潟県中越地域文化財救済委員会 2005][池田 2006][石垣 2006]などがある。また、救済作業の様子を撮影した映像記録に新潟大学人文学部地域文化連携センター・新潟歴史資料救済ネットワーク制作のDVD『山古志民俗資料館収蔵品救出プロジェクトの記録』がある。

*9 同じ日に山古志中学校寄宿舎に収蔵されていた文書資料の救済も行われ、浦瀬町倉庫2階に搬入された。

参考文献

- 池田哲夫 2006 「山古志からの民具の救出と目録作成作業」矢田俊文編『新潟県中越地震と文化財・歴史資料—1年間のとりくみ—』新潟大学人文学部地域文化連携センター
- 石垣 悟 2006 「民俗資料の救済—新潟県中越地震における対応から—」『日本民俗学』246
- 田邊 幹 2005 「新潟県立歴史博物館の取り組み」矢田俊文編『新潟県中越地震 文化遺産を救え』高志書院
- 新潟県中越地域文化財救済委員会 2005 『新潟県中越地域文化財救済委員会 事業報告書』
- 日本観光文化研究所 1989 『観文研—二十三年のあゆみ』
- 山古志村史編集委員会編 1985 『山古志村史 通史』
- 山屋茂作 1977 『すたれゆくもの』山屋梅次

〈付記〉本稿を記すにあたっては、長岡市山古志種苧原の坂牧吉太郎氏、長岡市立科学博物館の山崎進氏、長岡市教育委員会山古志分室の関静子係長、長岡市広報課の藤田桂氏にご協力をいただきました。未筆ながら記して感謝申し上げます。

【資料1】山古志村民俗資料館条例

昭和五十三年三月二十四日
条例第十三号

改正 平成九年三月一七日条例第一一号

(設置)

第一条 村民の教育、学術及び文化の向上を図るため、山古志村民俗資料館（以下「民俗資料館」という。）を山古志村大字南平九七七番地に置く。

(事業)

第二条 民俗資料館は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 郷土を主とした歴史資料及び民俗資料（以下「資料」という。）の収集、保管及び展示に関すること。
- 二 資料の調査研究に関すること。
- 三 資料の利用についての必要な説明、助言、指導等に関すること。
- 四 資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等の主催及びその開催の援助に関すること。
- 五 その他目的達成に必要な事項

(管理)

第三条 民俗資料館の管理については、山古志村教育委員会がこれを行う。

(観覧料)

第四条 民俗資料館に入館して資料を観覧しようとする者は、別表に掲げる観覧料を納めなければならない。

(観覧料の免除)

第五条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するものについては、観覧料を免除することができる。

- 一 村立学校の年間指導計画により実施する見学等のため入館する児童、生徒及びこれらの引率者
- 二 その他適当と認める者

(観覧料の不還付)

第六条 すでに納めた観覧料は還付しない。

(損害賠償)

第七条 故意又は過失により民俗資料館の施設、設備、資料等を破損又は亡失した者に対して、その損害を賠償させることができる。

(実施規定)

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附則

この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附則（平成九年条例第一一号）

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

別表

区 分	個人	団体（十五人以上）
小学生及び中学生	二〇〇円	一〇〇円
その他（学齢に達しない者を除く。）	三〇〇円	一五〇円

【資料2】山古志村民俗資料館規則

〔昭和五十三年三月二十五日〕
教委規則第三号

（趣旨）

第一条 この規則は、山古志村民俗資料館条例（昭和五十三年山古志村条例第十三号。以下「条例」という。）第八条の規定に基づき、山古志村民俗資料館（以下「民俗資料館」という。）の利用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第二条 民俗資料館の開館時間は、午前九時から午後四時までとする。ただし、館長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（開館日）

第三条 民俗資料館の開館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときは、臨時に開館し、又は開館日を変更することができる。

一 四月一日から十一月三十日まで。ただし、休日及び祭日を除く。

（入館の承認）

第四条 民俗資料館に入館しようとする者は、観覧料を添えて申込み、館長の承認を受け観覧券の交付を受けなければならない。

2 館長は、民俗資料館に入館しようとする者が、次の各号の一に該当する場合は、前項の承認を与えないことができる。

一 他の入館者に著しく迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。

二 施設、設備、資料等を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 その他入館を不相当と認めるとき。

（入館承認の取消し）

第五条 館長は、入館者が前条第二項各号の一に該当するに至ったときは、入館の承認を取消すことができる。

（観覧料の免除申請）

第六条 条例第五条の規定により観覧料の免除を受けようとする者は、あらかじめ観覧料免除申請書（別記第一号様式）を提出し、観覧料免除承認書（別記第二号様式）の交付を受けなければならない。ただし、館長が認めたときは、この限りでない。

（委任）

第七条 この規則に定めるもののほか、民俗資料館の管理、運営に必要な事項は、館長が定める。

附則

この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

(設置)

第 1 条 本市は、郷土と地域の民俗に対する認識を深め、学術及び文化の向上に資することを目的に、市内の各地域における郷土資料、民俗資料その他の資料の保存、活用等を図るため、地域資料館を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 地域資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
長岡市中之島民俗資料館	長岡市中之島 3827 番地 4
長岡市越路郷土資料館	長岡市来迎寺甲 1392 番地 1
長岡市三島郷土資料館	長岡市上岩井 1260 番地 1
長岡市山古志民俗資料館	長岡市古志南平 977 番地
長岡市小国民俗資料館	長岡市小国町新町 185 番地
長岡市寺泊民俗資料館	長岡市寺泊二ノ関 2367 番地
長岡市与板歴史民俗資料館	長岡市与板町与板乙 4356 番地

(入館料)

第 3 条 長岡市三島郷土資料館、長岡市山古志民俗資料館、長岡市小国民俗資料館又は長岡市与板歴史民俗資料館に入館する者は、長岡市三島郷土資料館にあつては別表第 1、長岡市山古志民俗資料館にあつては別表第 2、長岡市小国民俗資料館にあつては別表第 3、長岡市与板歴史民俗資料館にあつては別表第 4 に定める入館料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(入館料の減免)

第 4 条 市長は、特に必要があると認めるときは、入館料を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償)

第 5 条 入館者は、故意又は過失により地域資料館の施設、設備、資料等を損傷し、又は滅失したときは、長岡市教育委員会（以下「委員会」という。）が定める額を賠償しなければならない。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が規則で定める。

附則

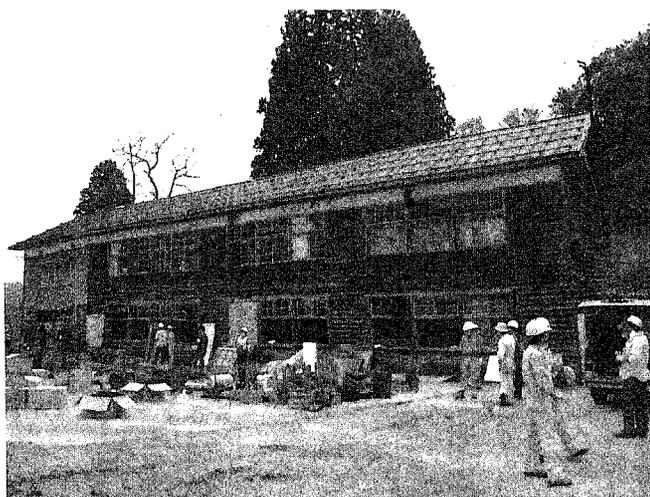
この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 17 年 12 月 28 日条例第 255 号）

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。



山古志村民俗資料館当時の観覧券



被災後の山古志民俗資料館 (2005. 5. 22)



館内に散乱する民具 (2005. 5. 21)



山古志民俗資料館跡地 (2006. 9. 11)

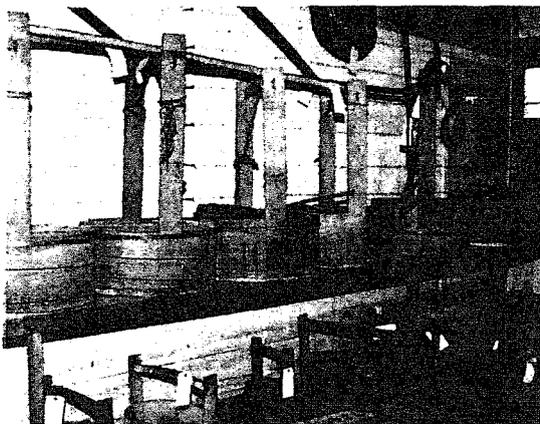
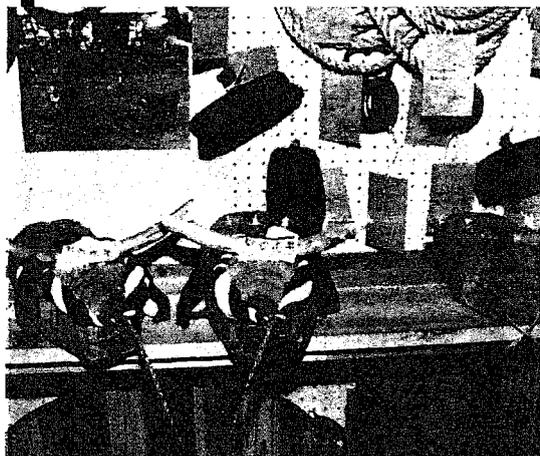


民俗資料館取り壊し後も残る看板 (2006. 9. 11)



博物館野外調査実習での資料カード作成 (2006. 8. 29)

山古志村 民俗資料館



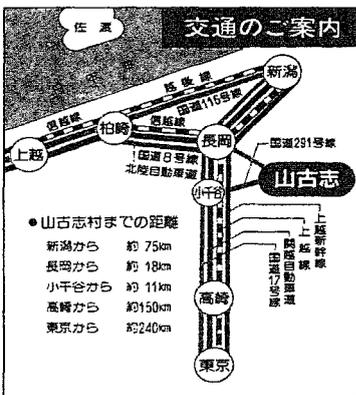
民俗資料館のご案内

新潟県古志郡山古志村は、新潟県のほぼ中央に位置する一部一村の村で、越後山地の前山にあたる東山地のなかにあります。このあたりは古くから二十村郷とよばれ、稲作、畑作、錦鯉や牛の飼育などで暮らしてきてきました。

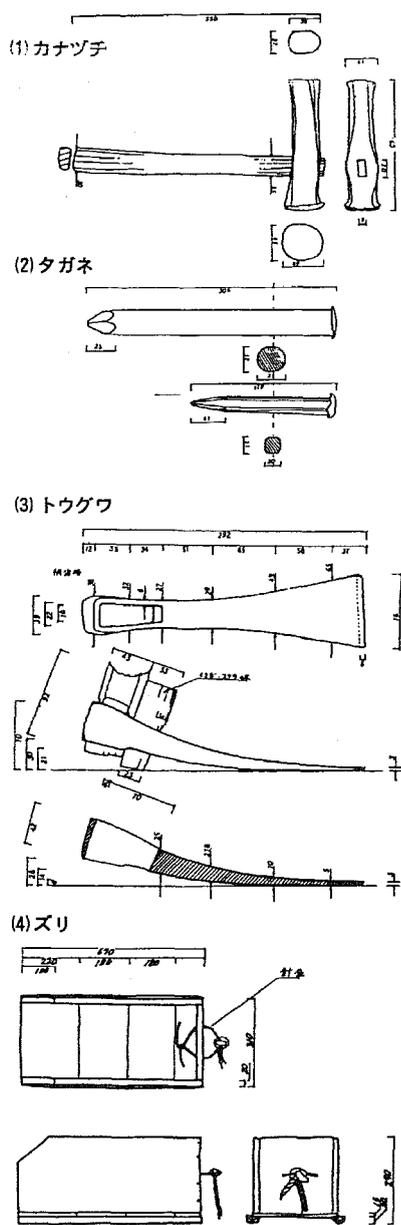
山古志村では昭和46年ごろから村の文化事業の一環として、人々の生活を支えてきた古民具の収集、整理、展示に力を入れ、現在3500点ほどの民具が収蔵展示されるまでになりました。この度この民俗資料館を広く一般に公開し、見学者の皆様方に民具を通して村の生活文化を見ていただき、様々なご意見をお聞かせ下さいませようご案内申し上げます。

交通・上越線小千谷駅下車、駅前より桂谷行バス約35分、また上越線長岡駅及び小出駅からのバス便もある。

問合せ先・新潟県古志郡山古志村教育委員会
電話 0258 (59) 2339



山古志村の民具シリーズ(1)



横穴を掘る道具

山古志村をとりまく東山山地は、そう険しい山地ではありませんが、褶曲山脈特有の複雑な地形をしています。いきおい水田を開拓していくには、山の斜面を利用することになり、ひとたび村内に足踏み入れると、山の頂上近くまで拓かれた棚田に目をうばわれます。この棚田群は村の発展のために、私たちの祖先が成しとげた大きな成果の一つであり、この水田開発の歴史や技術を明らかにしていくことが、重要であると考えます。

山古志村で今日のような棚田が発達していくのは幕末からのことで、とくに明治から大正期にかけては新田の開発や小さな水田の拡張がさかんに行われました。水田を拓くには水が必要です。そのため水田を拓くときはまず水の出そうな所をわらって、山の斜面に横穴を掘ります。右に示した図は主に横穴を掘るための道具で、図(1)のカナヅチと(2)のノミは、かたい岩盤を貫くとき、(3)のトウグワは表面のやわらかい所を掘るのに用います。穴の中に入るにつれトウグワでは歯がたたなくなりすのでツルハシをつかいます。いずれもせまい穴の中で使うので、柄はじゃまにならないよう短かくします。また(4)のズルはたまった土をこの中に入れ、外に引き出すときに使います。なるべく小さな穴を掘ることが労力を少なくすることになりますから、ズルの端に座り、身をかがむようにして、水の出るところまで掘り進みます。このようにして横穴を掘り、水を得ると下へ下へと水田を拓いていくわけです。眼前に抜がっている棚田を拓くにはこのような苦勞があったわけです。

